

## 第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第 2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成 15 年 12 月 24 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し、「砂防指定地内河川である郷川の護岸のうち、竹原市吉名町〇〇付近の場所は、公道である竹原市道峠郷線（自動車交通不能）の路肩と郷川の護岸が一体となっていることを踏まえ、平成 13 年度及び平成 14 年度に施工した護岸修繕工事に際して、事前に竹原市（道路管理者）と協議した内容の全てを記録した文書」（以下「本件請求文書 1」という。）及び「竹原市道峠郷線における護岸の未整備区間（郷川の護岸と一体となる部分である河川の左岸）について、今後の整備計画について協議した記録を記載した文書」（以下「本件請求文書 2」という。）の開示を請求（以下、これらを「本件請求」という。）した。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件請求文書 1 及び本件請求文書 2 について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下、本件請求文書 1 についての処分を「本件処分 1」、本件請求文書 2 についての処分を「本件処分 2」という。）を行い、それぞれ平成 16 年 1 月 6 日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成 16 年 1 月 13 日、本件処分 1 及び本件処分 2 を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第 3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分 1 及び本件処分 2 を取り消し、開示を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 竹原市道峠郷線の路肩と郷川（砂防指定地内の普通河川）の護岸が一体となっているにもかかわらず、当該護岸の修繕工事を東広島地域事務所建設局竹原支局（以下「竹原支局」という。）が一方的に施工したということを、公文書をもって明記したことになり、全く不自然な処分である。
- (2) 広島県は、当該工事が河道整備を目的とした河川改良工事ではないと説明

する一方で、平成 14 年度の砂防維持修繕工事では、既設の床張コンクリートの両岸部分を取り壊し、張コンクリート擁壁工を施工した後に、再度床張コンクリート工を施工したものであり、河道整備を目的とした河川改良工事である事実を隠匿しようとして画策した疑義が残る。

- (3) 護岸修繕工事に際して、事前に竹原市（道路管理者）と協議した内容の全てを記録した文書は当然に存在していると思料されることから、開示請求の対象とした文書を速やかに開示するよう要求する。

#### 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分 1 及び本件処分 2 を行った理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件処分 1 について

平成 13 年度及び平成 14 年度施工の修繕方法・内容は、既存護岸の機能維持を目的としたもので、補強のために既存護岸の表面にコンクリート張りを施した「パッチング」工法によるものである。

この工法は、維持修繕の工法のうちの一つであることから、河道整備を目的とした河川改良工事とは趣旨を異にするものである。

河川区域内での施工が可能である場合には、河川に隣接している道路の通行者に支障をきたすものではないことから、通行止め等の措置を必要としないため、工事内容について、当該道路管理者との事前協議が必ずしも要求されるものではない。

本件に関しては、施工内容から道路管理者（竹原市）との事前協議を必要とするものではないため、事前協議はされておらず、したがって異議申立てで主張されている行政文書は作成されていない。

##### 2 本件処分 2 について

郷川左岸護岸天端と竹原市道峠郷線の舗装面とが等高となっており、道路の状況からすると、道路施設が河川施設の一部を利用しているものであり、当該箇所は兼用工作物として位置付けられているものである。

したがって、道路施設と河川施設とが一体のものとして設置されているものではない。

また、護岸の「今後の整備計画」については、現時点で具体化されているものはないことから、異議申立てで主張されている行政文書は作成されていない。

#### 第 5 審査会の判断

##### 1 本件処分 1 について

本件請求文書 1 は、実施機関が特定の護岸修繕工事を行う際に事前に道路管理者である竹原市と協議した内容を記録した文書である。

異議申立人が、竹原市道峠郷線の路肩と郷川の護岸が一体となっているにもかかわらず、当該護岸の修繕工事を竹原支局が一方的に施工したということは、不自然である旨主張しているのに対し、実施機関は、当該護岸修繕工事は、河道整備を目的とした河川改良工事とは異なるものであって、河川区域内での施工が可能であり、河川に隣接している道路の通行者に支障を来すものではなく、通行止め等の措置を必要としないことから、工事内容について当該道路管理者

との事前協議が必ずしも要求されるものではないため、事前協議を行っておらず、本件請求文書1を作成していない旨説明する。

当該護岸修繕工事が、既存護岸の表面にコンクリート張りをして補強するにすぎないものであること及び河川区域内での施工が可能であり、通行止め等の措置が必要ないことに鑑みると、当該護岸修繕工事が道路管理上必ずしも重要であったとは考えられないため、道路管理者との事前協議を行わなかったとする実施機関の説明は不自然であるとは認められない。

実施機関が事前協議をしなかったのであれば、それを記録した文書を作成していないのは当然である。

したがって、実施機関が本件請求文書1を作成していないとして、本件処分1を行ったことは妥当である。

## 2 本件処分2について

本件請求文書2は、特定区間の護岸について、「今後の整備計画について協議した記録を記載した文書」であり、実施機関は、当該文書が存在しないと説明する。

本件請求文書2に係る「協議」が何を意味しているのか必ずしも明らかでないが、異議申立人が意見書で「護岸修繕工事に際して、事前に竹原市（道路管理者）と協議した内容のすべてを記録した文書は当然に存在していると思料される」と主張していることから、本件請求文書1と同様に、道路管理者である竹原市と協議した記録を記載した文書であると解される。

実施機関によると、当該区間の護岸については、本件請求のあった平成15年12月時点においても、現在においても具体的な整備計画が策定されたことがないということであった。

そうであるならば、実施機関が、本件請求時点において、道路管理者である竹原市と「今後の整備計画」について協議していないということに不合理な点は認められず、協議を行っていないのであれば、実施機関がそれを記録した文書を作成していないのは当然である。

したがって、実施機関が本件対象文書2を作成していないとして、本件処分2を行ったことは妥当である。

## 3 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 24	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 11. 26	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
19. 11. 29	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
20. 4. 28	・ 異議申立人から意見書を収受した。
20. 5. 8	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
26. 7. 29 (平成 26 年度第 4 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
26. 8. 27 (平成 26 年度第 5 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
松 本 亮	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授